

## 半田市福祉用具一時貸出事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市民の福祉の向上を図るため、短期間、福祉用具を必要とする者に対してこれを貸し出すことについて、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 福祉用具の貸出しの対象者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

- (1) 市内に住所を有し、現に居住する在宅の者であること。
- (2) 傷病等により、福祉用具を一時的に必要とする者であること。
- (3) 福祉用具を営利目的で使用するものでないこと。
- (4) 福祉用具の保管場所を確保でき、安全かつ適正に維持できること。
- (5) 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料について滞納がないこと。ただし、適切な納付誓約の提出があり、確実な納付が見込まれると判断される場合は、この限りでない。

### (貸出用具)

第3条 貸出しを行う福祉用具は車椅子とし、原則、対象者1名につき1台とする。

### (申請手続)

第4条 福祉用具の貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福祉用具利用申請書（様式第1）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理した場合は、速やかに審査し、福祉用具貸出決定通知書（様式第2）又は福祉用具貸出却下通知書（様式第3）により申請者に通知するものとする。

### (貸出期間)

第5条 福祉用具の貸出期間は、前条の規定による決定を受けた日から起算して1か月以内とする。ただし、当初貸出期間を含め同一年度内に90日まで貸出期間を延長することができる。

2 前項ただし書の規定により、貸出期間を延長しようとする申請者は1か月ごとに市長に申請するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、福祉用具の貸出しを受けた対象者（以下「利用者」という。）が第2条の要件に該当しなくなったときには、直ちに福祉用具を返却するものとする。

(貸出し及び返却方法)

第6条 福祉用具の貸出しは、市が指定する場所で市職員が利用者へ引き渡すものとする。

2 福祉用具の返却は、返却日までに市が指定する場所へ利用者が運搬し、市職員へ引き渡すものとする。

(費用)

第7条 この事業の利用料は、無料とする。

(損害の賠償)

第8条 利用者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じ、又は福祉用具の全部若しくは一部を滅失し、若しくは毀損した場合は、利用者の責においてその損害を賠償し、又はこれを修理しなければならない。

2 利用者の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、市は賠償の責を一切負わないものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に福祉用具を現に利用している者は、従前の例とする。

附 則

この要綱は、平成13年11月6日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に福祉用具を現に利用している者は、従前の例とする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日前に福祉用具を現に利用している者は、従前の例とする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1 (第4条関係)

福祉用具利用申請書

年 月 日
-------

半田市長 殿

申請者	住所	
	氏名	
	対象者との続柄	
	電話番号	(        )    —

下記のとおり福祉用具の利用を申請します。

※貸出日	年 月 日		※返却予定日	年 月 日	
対象者	住所	半田市			
	氏名		電話番号	—	
	生年月日	年 月 日生	年齢	歳	
同意欄	<p>福祉用具の一時貸出しにあたり、私は以下の項目の内容に同意します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市税等の納付状況を市担当者が調査すること。</li> <li>・福祉用具の貸出期間は、1か月以内とする。</li> <li>・利用者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じ、又は福祉用具を紛失・破損した場合は、利用者が弁償又は修理費用を負担すること。</li> <li>・利用者の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、市は賠償の責任を一切負わないこと。</li> </ul> <p style="text-align: right;">年 月 日          氏名</p>				
貸出福祉用具	車椅子	※	備品番号	(使用理由)	

備考1 太枠内のみ記入してください。

2 ※印のところは記入しないでください。

※受付番号
-------

様式第2 (第4条関係)

福祉用具貸出決定通知書

年 月 日

殿

下記のとおり、福祉用具の貸出しを決定します。

なお、福祉用具の使用に際しては、留意事項を遵守してください。

半田市長

貸出日	年 月 日	返却予定日	年 月 日	
利用者	住所	半田市		
	氏名		電話番号	—
	生年月日	年 月 日生	年齢	歳
貸出福祉用具			備品番号	
留意事項	<p>1. 貸出期間が終了したとき、又は利用を中止したときは速やかに返還すること。          ※ただし、事情により貸出期間を延長したい場合は、再度申請すること。          (同一年度内に90日を上限として貸出しが可能。)</p> <p>2. 貸出期間中は、安全かつ清潔に使用し、保管すること。</p> <p>3. 営利目的での使用、転貸、譲渡はしないこと。</p> <p>4. 利用者の責に帰すべき事由により第三者に損害が生じ、又は福祉用具を紛失・破損した場合は、利用者が弁償又は修理費用を負担すること。</p> <p>5. 利用者の責に帰すべき事由により利用者が損害を被った場合、市は賠償の責任を一切負わないこと。</p>			

問い合わせ先

半田市福祉部地域福祉課

住所 半田市東洋町二丁目1番地

電話番号 0569-21-3111

貸出番号

様式第3 (第4条関係)

福祉用具貸出却下通知書

年 月 日

殿

年 月 日付けで申請された福祉用具については、下記の理由により貸出しできません。

半 田 市 長

利用者	住 所	半田市		
	氏 名		電話番号	—
	生年月日	年 月 日生	年 齡	歳
利用希望福祉用具				
却 下 理 由				
備 考				